対象事業の概要

	事業名	趣旨	資格取得方法	補助要件		
				補助対象者	補助対象経費	勤務先要件
①	認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設が雇用している従事者の保育士資格取得	養成施設での受講 （試験を受けない場合のみ）	ア．認可外（証明あり） イ．幼稚園型認定こども園が構成する、 認可外保育施設 ウ．地域型（小規模A・B） エ．地域型（事業所内） オ．認可外（証明なし：市が認める） カ．認可外（「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成）	①養成施設の受講に要した費用の2分の1 （以下の上限あり） ・養成施設卒業により保育士資格を取得する場合（上限30万） ・「保育士試験の実施について」別表②及び③により保育士資格を取得する場合（上限10万） ・「保育士試験の実施について」別表①で資格取得（上限20万） ②代替保育従事者雇上費　7,220円/日	【対象施設】 ア．認可外（証明あり） イ．幼稚園型認定こども園が構成する、 認可外保育施設 ウ．地域型（小規模A・B） エ．地域型（事業所内） オ．認可外（証明なし：市が認める） カ．認可外（「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成） ・資格取得後、上記施設に1年以上勤務すること。
②	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	認定こども園（幼保）の従事者のうち、幼稚園教諭免許状のみを有する職員が**特例制度**を活用した場合の保育士資格取得		認定こども園、認定こども園 移行見込の園	①養成施設の受講に要した費用の2分の1 （上限10万） ②代替保育従事者雇上費　7,220円/日	【対象施設】 認定こども園、認定こども園 移行見込の園 ・資格取得後、上記施設に1年以上勤務すること。
③	幼稚園免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状のみを有する者が**特例制度**を活用した場合の保育士資格取得		※個人申請のみ （申請時の施設への勤務の有無は問わない）	①養成施設の受講に要した費用の2分の1 （上限10万）	【対象施設】 ア．保育所 イ．認定こども園 ウ．認定こども園 移行見込の園 エ．地域型（小規模A、B） オ．地域型（事業所内） カ．乳児院 キ．児童養護施設 ク．認可外（証明あり） ケ．幼稚園型認定こども園が構成する、認可外保育施設 コ．認可外（証明なし：市が認める） カ．認可外（「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成）を作成した施設 ・資格取得後、上記施設に1年以上勤務すること。
④	保育所等保育士資格取得支援事業	保育施設等が雇用している従事者の保育士資格取得（国公立除く）		ア．保育所 イ．認定こども園 ウ．認定こども園 移行見込の幼稚園 エ．乳児院 オ．児童養護施設	①養成施設の受講に要した費用の2分の1 （以下の上限あり） ・養成施設卒業により保育士資格を取得する場合（上限30万） ・「保育士試験の実施について」別表②及び③により保育士資格を取得する場合（上限10万） ・「保育士試験の実施について」別表①で資格取得（上限20万）	ア．保育所 イ．認定こども園 ウ．認定こども園 移行見込の幼稚園 エ．乳児院 オ．児童養護施設 ・資格取得後、上記施設に1年以上勤務すること。
⑤	保育士試験による資格取得支援事業	保育士試験で資格を取得した者が受験のための学習に要した費用	保育士試験を受験	※個人申請のみ	・学習のために要した費用の2分の1（上限15万円） （補助教材費や補講費、受講のための交通費やパソコン等の器材等は補助対象外） ※支払い対象期間：保育試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日まで	ア．保育所 イ．認定こども園 ウ．認定こども園 移行見込の幼稚園 エ．地域型（小規模A、B） オ．地域型（事業所内） カ．乳児院 キ．児童養護施設 ク．認可外（証明あり） ケ．認可外（証明なし：県が認める） コ．認可外（「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成）を作成した施設 ・資格取得後、上記施設に1年以上勤務すること。

特例制度・・・「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）

第8 保育所等で「３年以上かつ4,320時間以上」の実務経験を有する場合、以下の条件に該当する場合、試験科目の一部又は全部を免除することができる・。
「①指定保育士養成施設の科目等履修により、特例教科目を習得した場合、修得した特例教科目に応じ試験科目の一部又は全部を免除することができる。」
「②指定保育士養成施設の科目等履修により、教科目を習得した場合、修得した教科目に応じ試験科目の一部又は全部を免除することができる。」